

令和2年第3回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年3月16日（月）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年3月16日（月）
午後1時30分から午後2時50分まで

2. 出席委員（15名）

1番	阪本 喜代治	2番	二石 博昭	3番	神代 繁近
4番	乾 敏雄	5番	西田 茂信	9番	稻垣 恵一
11番	辻元 利治	12番	北田 榮次	14番	加藤 博一
15番	神田 隆生	16番	仲野 良次	18番	大住 勝
19番	松井 正義	20番	橋本 正	21番	上田 春雄

3. 欠席委員 6番 稲野 実 7番 清水 哲朗 8番 笹川 悅子
10番 小路 一男 13番 野口 博史 17番 佐茂 仁士

4. 会議録署名委員 9番 稲垣 恵一 11番 辻元 利治

5. 出席事務局職員

事務局長 藤田 豊、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
参事 尾崎 竜太郎、中井 正美

6. 議事日程

第11号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第12号議案	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第13号議案	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第14号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第15号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第16号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第17号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第18号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第19号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第20号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第21号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第22号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第23号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第24号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第25号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第26号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第27号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第28号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第29号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第30号議案	農用地利用集積計画の作成の件
報告第13号	専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）

- 報告第14号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理）
- 報告第15号 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理）
- 報告第16号 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理）
- 報告第17号 農地等状況報告の件

令和2年第3回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長	それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第3回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
	座させていただいて、進行させていただきます。
	この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されており、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。
事務局	希望者はございません。
議長	次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事務局	出席状況をご報告いたします。
	本日は、委員21名中、出席委員は15名、加えて、稻野委員、清水委員、笹川委員、小路委員、野口委員および佐茂委員の6名から委任状の提出がございます。
議長	従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
議長	それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
議長	それでは、9番の稻垣委員さん、11番の辻本委員さんにお願いいたします。
	次に、日程第2、第11号議案農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
事務局	本件につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	ただいま議題となりました第11号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。
	議案書1ページ、参考資料1ページからございます。
	申請地は、上止々呂美[REDACTED]、地目は、台帳田、現況畠、面積は[REDACTED]平方メートルです。
	譲受人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]、農作業歴は[REDACTED]年、耕作面積は[REDACTED]平方メートル、通作時間は、15分、主たる従事者との関係は[REDACTED]です。
	譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]氏、区域は全筆調整区域となっています。
	以上、第11号議案のご説明とさせていただきます。
議長	本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

北田委員

第11号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、府道423号沿いの[REDACTED]を、
[REDACTED]に[REDACTED]メートル、そこから[REDACTED]へ[REDACTED]メートルほど行ったところです。

申請地については、現在、譲渡人の[REDACTED]氏と、譲受人である[REDACTED]氏の間で利用権設定がされており、このたび、[REDACTED]氏の希望があり、所有権の移転が行われるものとです。

譲受人の[REDACTED]氏は、[REDACTED]にお住まい、申請地まで車で15分程度、年に130日ほど、農業に従事されるとのことです。

利用権設定中の農地についても耕作をしっかりされており、また、農機具の導入も積極的に検討されていることから、今後も問題なく農業を行っていくものと思います。

現在の利用権設定に係る合意解約書も提出されており、また、向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されておりますので、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程第3、第12号議案相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第12号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、[REDACTED]氏、他1名です。

特例農地等の明細は、新稻[REDACTED]、地目は、申告時田、現在畑、面積は申告時・現在ともに、[REDACTED]平方メートルです。

利用状況は、自ら所有し、自ら農地として使用している。具体的な状況は、野菜畠です。

転用している場合の届出許可の有無はなしです。

以上、第12号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、稻垣委員さんに調査内容の報告をお願いします。

稻垣委員

第12号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本件は、[REDACTED]年に相続税の納税猶予の適用を受けられた農地の利用

状況確認です。

市街化調整区域内にある農地で、20年を経過したことから、納稅猶予が確定する最終確認にあたります。

所在地は、府道箕面池田線の[]の交差点を[]に約[]メートル行ったところの[]側2筆の農地で、所有者で[]にお住まいの[]氏と[]にお住まいの[]氏が野菜などを作付けされておられますので、承認しても問題はないものと思います。

以上調査報告終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

議長

次に、日程第4、第13号議案相続税の納稅猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第13号議案、相続税の納稅猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、[]氏です。

特例農地等の明細は、栗生間谷東[]、地目は、申告時・現在ともに田、面積は申告時・現在ともに、[]平方メートル他3筆です。

利用状況は、自ら所有し、自ら農地として使用している。具体的状況は、水稻です。

転用している場合の届出許可の有無はなしです。

以上、第13号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西田委員

第13号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本件は、[]年に相続税の納稅猶予の適用を受けられた農地の利用状況確認です。

市街化調整区域内にある農地で、20年を経過したことから、納稅猶予が確定する最終確認にあたります。

所在地は、府道茨木能勢線の[]交差点を[]に約[]メートル行き、[]へ約[]メートル入ったところの4筆の農地で、[]にお住

議長

まいの [REDACTED] 氏が水稻を作付けされておられますので、承認しても問題はないものと思います。

以上調査報告終わります。

全委員
議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたしました。

事務局

次に、日程第5、第14号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第14号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料7ページからでございます。

買取りの申し出をされる土地は小野原西 [REDACTED]、地目は、台帳田、現況畠、面積は [REDACTED] 平方メートル他1筆、合計2筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

主たる従事者は [REDACTED]、[REDACTED] 氏で、申出をする者との関係は [REDACTED] となっています。

申し出人は [REDACTED]、[REDACTED] 氏です。

申出事由は、死亡で、申出事由が生じた日は令和元年11月2日です。

以上、第14号議案のご説明とさせていただきます。

議長
加藤委員

本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第14号議案につきまして、調査内容を報告いたします。申請地の場所は、府道山田小野原線の [REDACTED] の交差点を [REDACTED] へ約 [REDACTED] メートル行ったところの [REDACTED] 側の2筆の農地です。

申請人の [REDACTED] 氏は、令和元年11月2日に、これらの生産緑地を耕作されていた [REDACTED] の [REDACTED] 氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、 [REDACTED] 氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は [REDACTED] 氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、第14号議案の調査内容の報告とさせていただきます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

議長 ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員長 異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第15号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第15号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

買取りの申し出をされる土地は萱野 [REDACTED]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は [REDACTED] 平方メートル他2筆、合計3筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

主たる従事者は [REDACTED]、[REDACTED] 氏で、申出をする者との関係は [REDACTED] となっています。

申し出人は [REDACTED]、[REDACTED] 氏です。

申出事由は、死亡で、申出事由が生じた日は令和元年9月4日です。

以上、第15号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾委員 第15号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道171号、[REDACTED] 交差点を [REDACTED] に約 [REDACTED] メートル行き、交差点を [REDACTED] に [REDACTED] メートル入った [REDACTED] 側の区画整理地の中の3筆の農地です。

申請人の [REDACTED] 氏は、令和元年9月4日に、これらの生産緑地を耕作されていた [REDACTED] の [REDACTED] 氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[REDACTED] 氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は [REDACTED] 氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、第15号議案の調査内容の報告とさせていただきます。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員長 ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員長 異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたし

議長 ます。

議長 次に、日程第7、第16号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

事務局 本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第16号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は栗生間谷西 [REDACTED]、地目は台帳田、現況畠、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は [REDACTED]、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権解除条件付き、設定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。

以上、第16号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、仲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

仲野委員 第16号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、場所は、栗生間谷西の [REDACTED] から [REDACTED] メートル程行ったところの [REDACTED] 側にある農地です。

申請地におきましては、現在、借り手の [REDACTED] 氏が利用権の設定を受け、耕作をされています。

この度、3月末で期間満了を迎えるにあたり、貸し手の [REDACTED] 氏、借り手の [REDACTED] 氏の両名から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。

農機具は草刈機をお持ちで、農地まで車で約30分程度、年に100日ほど、農業に従事されるとのことです。

大豆やじゃがいもなどの栽培を計画されており、水については、雨水を利用されています。

農作業歴も十分にあり、申請農地について問題なく農業を行っていくものと思います。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

議長 以上で調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようございますので、本件につきましては、問題ないものとして、

議長 箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員議長 異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。

議長 次に、日程第8、第17号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び日程第9、第18号議案農用地利用集積計画の作成の件並びに日程第10、第19号議案農用地利用集積計画の作成の件の3件については、関連するため一括して議題といたします。

本三件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第17号議案及び第18号議案並びに第19号議案の農用地利用集積計画の作成の件、につきまして、関連しますので一括でご説明申し上げます。

本3件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があつたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

それでは第17号議案からご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は栗生間谷東 [REDACTED]、地目は台帳田、現況畠、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は [REDACTED]、 [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、 [REDACTED]、 [REDACTED] 氏、他3名、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

次に、第18号議案についてご説明申し上げます。

申請地は栗生間谷東 [REDACTED]、地目は台帳田、現況畠、面積は [REDACTED] 平方メートル他1筆の合計2筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は [REDACTED]、 [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、 [REDACTED]、 [REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

次に、第19号議案についてご説明申し上げます。

申請地は栗生間谷東 [REDACTED]、地目は台帳・現況ともに畠、面積は [REDACTED] 平方メートル他2筆の合計3筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

西田委員

申出者借り手は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は [REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上、第17号議案及び第18号議案並びに第19号議案のご説明とさせていただきます。

本3件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第17号議案から第19号議案につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、栗生間谷東の [REDACTED] から [REDACTED] メートルほどいったところにある合計6筆の農地です。

まず17号議案の貸し手は、[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏他3名、次に18号議案の貸し手は、[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏、次に19号議案の貸し手は、[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏です。

申請地につきましては、借り手である [REDACTED] が利用権の設定を受け、[REDACTED] が耕作をしており、この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手・借り手の両者から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。

なお、耕作については、引き続き、[REDACTED] が担っていくものであります。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本3件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員長

ないようでございますので、本3件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本3件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第10、第20号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び日程第12、第21号議案農用地利用集積計画の作成の件の2件については、関連するため、一括して議題といたします。

本2件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第20号議案及び第21号議案の農用地利用

集積計画の作成の件につきまして、関連しますので一括でご説明申し上げます。

本2件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があつたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

それでは第20号議案からご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料15ページからでございます。

申請地は栗生間谷東 [REDACTED]、地目は台帳・現況ともに田、面積は [REDACTED] 平方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は [REDACTED]、
[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、 [REDACTED]、 [REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年3月31日から令和7年3月31日までです。

次に、第21号議案についてご説明申し上げます。

申請地は栗生間谷東 [REDACTED]、地目は台帳・現況ともに田、面積は [REDACTED] 平方メートル他1筆の合計2筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は [REDACTED]、 [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、 [REDACTED]、
[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権解除条件付き、設定期間は令和2年3月31日から令和7年3月31日までです。

以上、第20号議案、及び第21号議案のご説明とさせていただきます。

本2件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第20号議案、第21号議案につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、栗生間谷東 [REDACTED] の [REDACTED] の [REDACTED] 側に広がる農地のうち、点在する合計3筆が対象農地にあたります。

まず20号議案について、貸し手は、 [REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏で、これまでも申請地のうち2筆を [REDACTED] に貸し出されてきましたが、ご高齢で耕作が難しいことから、この度合計3筆を貸し出されるものです。

借り手は3筆とも [REDACTED] で、耕作については、申請地のうち [REDACTED] 番地の農地1筆について、引き続き、 [REDACTED] が耕作を担っていくものであります。

議 長

西 田 委 員

[REDACTED]と[REDACTED]の2筆につきましては、21号議案のとおり、[REDACTED]から、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]氏へ貸し出されるものです。

これは、箕面市農地利用集積円滑化事業規程に基づき、市が間に入り、又貸しを行うというものです。

借り手の[REDACTED]氏におかれましては、これまでも申請地の近隣で耕作をされており、経営規模の拡大をされることから、この度、申請をされました。耕耘機などもお持ちで、申請地においても、問題なく耕作をされていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので承認できるものと考えます。

以上調査報告終わります。

議長 本2件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本2件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員異議なし。

ご異議がないようでございますので、本2件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第13、第22号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び日程第14、第23号議案農用地利用集積計画の作成の件の2件については、関連するため、一括して議題といたします。

本2件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第22号議案及び第23号議案の農用地利用集積計画の作成の件につきまして、関連しますので一括でご説明申し上げます。

本2件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があつたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

それでは第22号議案からご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料17ページからでございます。

申請地は外院[REDACTED]、地目は台帳田、現況は畑、面積は[REDACTED]平方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

申出者借り手は[REDACTED]、

[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]です。

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年3月31日から令和7年3

議長

辻元委員

議長

全委員

月31日までです。

次に、第23号議案についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料17ページからでございます。申請地は外院
[REDACTED]、地目は台帳は田、現況は畠、面積は[REDACTED]平方メートル他2
筆の合計3筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

申出者借り手は[REDACTED]、[REDACTED]氏、
職業は[REDACTED]です。

申出者貸し手は[REDACTED]、
[REDACTED]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、解除条件付き、設
定期間は告示の日から令和7年3月31日までです。

以上、第22号議案、及び第23号議案のご説明とさせていただきます。

本2件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第22号議案、第23号議案につきまして、関連いたしますので、一括し
て調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、[REDACTED]の[REDACTED]側にある合計3筆の農地です。

まず、22号議案について、貸し手は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]
氏で、申請地については、これまで借り手である[REDACTED]が利用権の設定を
受けており、この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手・借り手の両者
から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うもの
です。

なお、申請地につきましては、23号議案のとおり、[REDACTED]から、
[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]氏へ貸し出されるものです。

これは、箕面市農地利用集積円滑化事業規程に基づき、市が間に入り、
又貸しを行うというものです。

借り手の[REDACTED]氏におかれましては、これまで[REDACTED]で耕作さ
れてきており、今年度より独立し、学校給食へ小松菜などの野菜を出荷さ
れています。耕運機などもお持ちで、申請地においても問題なく耕作をさ
れていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
ので承認できるものと考えます。

以上調査報告終わります。

本2件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようございますので、本二件につきましては、問題ないものとし
て、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございま
せんか。

異議なし。

議長	ご異議がないようでございますので、本2件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。
議長	次に、日程第15、第24号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び日程第16、第25号議案農用地利用集積計画の作成の件の2件については、関連するため、一括して議題といたします。
事務局	本2件につきまして事務局の説明を求めます。 ただいま議題となりました第24号議案及び第25号議案の農用地利用集積計画の作成の件につきまして、関連しますので一括でご説明申し上げます。
	本2件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があつたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。
	それでは第24号議案、農用地利用集積計画の作成の件からご説明申し上げます。
	議案書6ページ、参考資料19ページからでございます。
	申請地は西宿[REDACTED]、地目は台帳田、現況は畠、面積は[REDACTED]平方メートル他1筆、合計2筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。
	申出者借り手は、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]氏、職業は[REDACTED]です。
	申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年3月31日から令和7年3月31日までです。
	次に、第25号議案、農用地利用集積計画の作成の件についてご説明申し上げます。
	申請地は西宿[REDACTED]、地目は台帳は田、現況は畠、面積は[REDACTED]平方メートル他1筆の合計2筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。
	申出者借り手は、[REDACTED]、 [REDACTED]氏、職業は[REDACTED]です。
	申出者貸し手は、[REDACTED]、 [REDACTED]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、解除条件付き、設定期間は令和2年3月31日から令和7年3月31日までです。
議長	以上、第24号議案、及び第25号議案のご説明とさせていただきます。 本2件につきまして、橋本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

- 橋本委員 第24号議案、第25号議案につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告申し上げます。
- 申請地の場所は、旧西国街道の [REDACTED] から [REDACTED] メートルほどいったところにある合計2筆の農地です。
- まず、24号議案の貸し手は、[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏で、申請地については、これまで借り手である [REDACTED] が利用権の設定を受けており、この度、期間満了を迎えるにあたり、両者から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。
- なお、申請地につきましては、25号議案のとおり、[REDACTED] から、障がい者の就労支援を行っている [REDACTED] 氏へ貸し出されるものです。
- これは、箕面市農地利用集積円滑化事業規程にもとづき、市が間に入り、又貸しを行うというものです。
- 借り手の [REDACTED] につきましては、これまで [REDACTED] でブルーベリーの栽培などを行っておりましたが、利用権の期間満了になることから、替わりの農地を探されていたところ、この度、申請地での利用権の設定となりました。
- 耕運機や草刈り機などもお持ちで、申請地においても問題なく耕作をされていくものと思われます。
- 本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので承認できるものと考えます。
- 以上調査報告終わります。
- 議長 本二件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
- ないようでございますので、本2件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 ご異議がないようでございますので、本2件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。
- 議長 次に、日程第17、第26号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び日程第18、第27号議案、農用地利用集積計画の作成の件の2件については、関連するため、一括して議題といたします。
- 本2件につきまして事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第26号議案及び第27号議案の農用地利用集積計画の作成の件につきまして、関連しますので一括でご説明申し上げます。
- 本2件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があつ

事務局 たので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

それでは第26号議案からご説明申し上げます。

議案書7ページ、参考資料21ページからでございます。

申請地は西宿 [REDACTED]、地目は台帳田、現況は畠、面積は [REDACTED] 平方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は、[REDACTED]、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、解除条件付き、設定期間は令和2年3月31日から令和3年3月31日までです。

次に、第27号議案についてご説明申し上げます。

申請地は西宿 [REDACTED]、地目は台帳は田、現況は畠、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

申出者借り手は [REDACTED]、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、解除条件付き、設定期間は令和2年3月31日から令和3年3月31日までです。

以上、第26号議案、及び第27号議案のご説明とさせていただきます。

本2件につきまして、橋本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第26号議案、第27号議案につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、旧西国街道の [REDACTED] から [REDACTED] メートルほどいったところの [REDACTED] 側にある合計4筆の農地です。

本件は、箕面市農地利用集積円滑化事業規程にもとづき、箕面市が借りている農地を又貸しするというものです。

まず26号議案について、借り手は [REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏です。

[REDACTED] 氏におかれましては、これまで [REDACTED] で耕作されてきており、この度独立し、ほうれん草などを学校給食に出荷されるとのことです。

これまでの [REDACTED] での経験もあり、申請地においても問題なく耕作をされていくものと思われます。

次に27号議案の借り手は、[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] 氏です。現在は農家手伝いをされておりこの度独立し、ほうれん草などを学校給食へ出荷されることです。草刈り機などもお持ちで、申請地において問題なく耕作をされていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

議長

橋本委員

議長

ので承認できるものと考えます。

以上調査報告終わります。

全委員長

本2件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようござりますので、本2件につきましては問題ないものとして、
箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議長

異議なし。
ご異議がないようござりますので、本2件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。

事務局

次に、日程第19、第28号議案、農用地利用集積計画の作成の件及び
日程第20、第29号議案、農用地利用集積計画の作成の件については、
関連するため、一括して議題といたします。

本2件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第28号議案及び第29号議案の農用地利用
集積計画の作成の件につきまして、関連しますので一括でご説明申し上げ
ます。

本2件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があつ
たので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の
意見を求められたものです。

それでは第28号議案からご説明申し上げます。

議案書7ページ、参考資料23ページからござります。

申請地は上止々呂美[REDACTED]、地目は台帳田、現況は畠、面積は[REDACTED]平
方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

申出者借り手は、[REDACTED]、[REDACTED]
氏、職業は[REDACTED]です。

申出者貸し手は、[REDACTED]番地、[REDACTED]氏、設定する利用権
の種類は使用貸借権、解除条件付き、設定期間は告示の日から令和5年3
月31日までです。

次に、第29号議案についてご説明申し上げます。

議案書8ページ、参考資料は同じページからござります。

申請地は上止々呂美[REDACTED]、地目は台帳は田、現況は畠、面積は[REDACTED]
平方メートル他2筆、合計3筆で面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

申出者借り手は[REDACTED]、[REDACTED]
氏、職業は[REDACTED]です。

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]
氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、解除条件付き、設定期間は告示の日から
令和5年3月31日までです。

事務局議長以上、第28号議案、及び第29号議案のご説明とさせていただきます。本2件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

北田委員 第28号議案、第29号議案につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、[REDACTED]の正面にある[REDACTED]を[REDACTED]へ渡り、道なりに[REDACTED]へ[REDACTED]メートルほどいった[REDACTED]側合計6筆の農地です。

まず28号議案の貸し手は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]氏です。

次に29号議案の貸し手は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]氏です。

申請地について、お2人とも、耕作や管理に困られていたことから、貸し出すことを希望されたものです。

借り手は、2件とも、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]氏です。農業大学校で研修を修了後、[REDACTED]で勤務し、耕作をされております。

農機具はトラクターなどをお持ちで、農地まで車で30分程度、年に260日ほど、農業に従事されるとのことです。

作付けとしては、主に野菜の栽培を計画されており、水については、雨水を利用します。

農機具などもお持ちで、日数も確保されておられることから、申請農地について問題なく農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので承認できるものと考えます。

以上調査報告終わります。

議長 本2件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本2件につきましては問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

ご異議がないようでございますので、本2件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。

議長 次に、日程第21、第30号議案、農用地利用集積計画の作成の件について議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第30号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

事務局

議案書8ページ、参考資料25ページからでございます。

申請地は新稻[REDACTED]、地目は台帳・現況ともに畠、面積は[REDACTED]平方メートルです。

申出者借り手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]です。

申出者貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上、第30号議案のご説明とさせていただきます。

議長
稻垣委員

本件につきまして、稻垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第30号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、箕面池田線の[REDACTED]、[REDACTED]の[REDACTED]側の交差点を[REDACTED]へ[REDACTED]メートルほど行ったところの[REDACTED]側にある1筆の土地です。

貸し手の[REDACTED]氏で、申請地につきましては、借り手である[REDACTED]が利用権の設定を受け、[REDACTED]が耕作をしており、この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手・借り手の両者から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。

耕作については、引き続き、[REDACTED]が担っていくものであります。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして箕面市長に答申することに決定いたします。

事務局

次に、日程第22、報告第13号、専決処理の報告の件農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第13号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきましてにご説明申し上げます。

議案書9ページ、参考資料は27ページからでございます。

本件は、[REDACTED]年に公衆道路の工事を行った、始末書付きの申請につき、担当地区の農業委員さんに対して内容を説明した上、事務局が現地調査に行っております。

事務局

所在地は栗生間谷西 [REDACTED]、地目は台帳田、現況は公衆道路、面積は [REDACTED] 平方メートル他 1 筆、合計 2 筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

届け人の住所は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED]、転用目的は公衆用道路となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第 3 条の規定により、令和 2 年 2 月 21 日専決し、処理するものでございます。

申請地の場所は、府道箕面池田線 [REDACTED] の [REDACTED] 側約 [REDACTED] メートル行ったところを [REDACTED] へ約 [REDACTED] メートルほど行った [REDACTED] 側の土地です。

申請人は、先ほど申し上げたとおり、以前に申請地 2 筆を公衆道路として舗装し通路として転用されており、当時に農地法に対する認識がなかつたことから、届出を出しておらず、今回、始末書を添付の上、4 条の転用届出を申請するものです。

周辺につきましては、[REDACTED] 側、[REDACTED] 側、[REDACTED] 側は公衆用道路、[REDACTED] 側は宅地となっています。

汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流のため問題ありません。

現在まで問題なく経過しており、周囲の農業経営に影響はないと思われます。

以上、報告第 13 号のご説明とさせていただきます。

次に、日程第 23、報告第 14 号、専決処理の報告の件農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出受理につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第 14 号、専決処理の報告の件、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出受理につきましてご説明申し上げます。

議案書 9 ページ、参考資料は 29 ページからでございます。

届出地は箕面 [REDACTED]、地目は、台帳畠、現況は宅地、面積 [REDACTED] 平方メートルです。

届出人は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏 [REDACTED]、職業は [REDACTED]、転用目的は戸建住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第 3 条の規定により、令和 2 年 2 月 27 日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第 14 号のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、大住委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

報告第 14 号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、[REDACTED] から [REDACTED] を [REDACTED] へ約 [REDACTED] メートル行ったところの

議長

事務局

大住委員

大住委員

■側にある土地です。

届出地におきましては、隣接する土地に、届出人の■が
自己の住宅を建設するにあたり、その住宅の一部とすることから、4条の
転用届出を行ったものです。

周辺の状況は、■側、■側、■側は宅地、■側は道路及び水路となって
います。

汚水は西側公共下水道に接続、雨水等は北側水路に放流します。

周辺農地への影響もなく、周囲の農業経営に影響はないと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第24、報告第15号、専決処理の報告の件農地法第5条第
1項第7号の規定による使用貸借権設定届出受理につきまして、事務局の
説明を求めます。

事務局

報告第15号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定
による使用貸借権設定届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書9ページ、参考資料は31ページからでございます。

届出地は白島■、地目は、台帳田、現況は更地、面積は■
■平方メートル他1筆、合計2筆、面積の合計は■平方メートルで
す。

被設定人は■、氏名は■氏、職業は■、
設定人の住所は、■、氏名は■
■他1名、転用目的は共同住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用
届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年2月17日専
決し、処理するものでございます。

以上、報告第15号のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、辻元委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

報告第15号について、調査内容をご報告申し上げます。

申請に係る農地の場所は、国道423号新御堂筋線、■交差点
から■に約■メートルのところの交差点を■に約■メートル入った
ところの農地です。

設定人は、■氏と■氏で、被設定人の■氏が使用
貸借権の設定を受け、共同住宅を建築されるものであります。

周辺につきましては、■側は道路、■側及び■側は宅地、■側は他人農
地及び宅地となっております。

汚水は、西側道路の公共下水へ接続、雨水は西側道路側溝へ放流のため
問題はありません。

辻元委員長 以上で調査内容の報告とさせていただきます。

事務局 次に、日程第25、報告第16号、専決処理の報告の件農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、事務局の説明を求めます

報告第16号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書10ページ、参考資料は33ページからでございます。

申請地につきましては、[REDACTED]年から生コンクリート製造施設として年月が経過していることから、始末書付きの申請につき、担当地区の農業委員さんに対して内容を説明した上、事務局が現地調査を行っております。

届出地は半町[REDACTED]、地目は、台帳田、現況は宅地、面積は[REDACTED]平方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

譲受人の住所は[REDACTED]、氏名は[REDACTED]
[REDACTED]氏、職業は生コンクリート製造販売業、設定人の住所は、
[REDACTED]、氏名は[REDACTED]氏、転用目的は生コンクリート製造販売施設となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年2月28日専決し、処理するものでございます。

申請地の場所は、国道171号、[REDACTED]交差点を[REDACTED]に約[REDACTED]メートル行ったところの十字路を[REDACTED]へ約[REDACTED]メートル入ったところの[REDACTED]側にある土地です。

譲渡人は、[REDACTED]氏で、譲受人の[REDACTED]
[REDACTED]氏が[REDACTED]年に土地を借り受け、生コンクリート製造用の建物を建設し販売を行ってきたもので、所有者の[REDACTED]氏から農地法の認識がなかったことから、届出を出さずに建物を建設し使用していたことについて始末書が提出されています。

周辺につきましては、[REDACTED]側は駐車場で届出地と一体で利用し、[REDACTED]側[REDACTED]側は水路敷き、[REDACTED]側は宅地となっています。

汚水は、北西側公共下水へ接続、雨水等は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第26、報告第17号農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。なお、欠席されてる委員さんの報告については、事務局が代読を

北田委員

お願いいいたします。

最初に北田委員さん報告をお願いします。

氏の農地上止々呂美は、氏に指導を行い、除草完了しました。

氏の農地上止々呂美は、雑草繁茂していました。氏に除草を指導しました。

議長
大住委員

次に、大住委員お願いします。

氏の農地西小路他は、一部について除木、除草されていました。除木された木が散らかしたままでした。春先から耕作を始めるとの回答書を受理しました。

氏の農地西小路は、東側が少し除草されていました。農地の改善計画書は未提出です。除草のお願いと意向確認のため連絡を欲しい旨の文書を再度投函しました。

議長
事務局
議長
事務局
議長
稻垣委員

次に、清水委員の代読としまして事務局お願いします。

概ね良好に管理されています。

次に、佐茂委員の代読としまして事務局お願いします。

氏の農地桜は、強風で倒れそうな高木について伐採予定です。経過観察を行います。

次に、稻垣委員お願いします。

氏の農地新稻は、雑草繁茂していました。指導を行うも留守がちのため、除草のお願いと意向確認のため連絡を欲しい旨の文書を再度投函しました。

氏の農地新稻は、雑草繁茂していました。除草のお願いと意向確認のため連絡を欲しい旨の文書を再度投函しました。

氏の農地新稻は、雑草繁茂していました。利用権設定に向けて調整中です。

議長
乾委員

次に、乾委員お願いします。

氏の農地萱野他は、一部除草済みです。未除草の部分が残っており、電話で再度、除草を指導を行いました。体調がよくなれば除草することです。

議長
橋本委員

次に、橋本委員お願いします。

氏の農地西宿は、大木の枝が折れていて処理が課題です。雑草繁茂していました。相続が完了すれば、転用を考えていることです。再度、除草等を指導しました。

氏の農地西宿は、半分除草済みです。残りについて除草を指導しました。

議長

次に、辻元委員お願いします。

辻元委員 概ね良好に管理されています。

議長 次に、松井委員お願ひします

松井委員 概ね良好に管理されています。

議長 次に、小路委員の代読としまして事務局お願ひします。

事務局 [REDACTED] 氏の農地栗生外院 [REDACTED] は、一部除草、変化なしです。3月を目処に除草するとのことです。

[REDACTED] 氏の農地栗生外院 [REDACTED] は、7割がた除草完了です。経過観察を行います。

議長 次に、稻野委員の代読としまして事務局お願ひします。

事務局 概ね良好に管理されています。

議長 次に、加藤委員お願ひします。

加藤委員 概ね良好に管理されています。

議長 次に、仲野委員お願ひします。

仲野委員 [REDACTED] 氏の農地栗生間谷西 [REDACTED] は、雑草繁茂していました。除草を指導しました。

議長 次に、西田委員お願ひします。

西田委員 [REDACTED] 氏他1名の農地彩都栗生南 [REDACTED] 他は、指導の結果、除草済みです。

[REDACTED] 氏の農地栗生間谷東 [REDACTED] は、半分未除草です。残りについて、再度、除草を指導しました。

議長 ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かございますでしょうか。

ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

事務局より何か連絡事項等がございますか。

ないようですので、次回総会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 令和2年第4回農業委員会総会は、令和2年4月16日(木)午後1時30分。場所は、市役所本館3階、委員会室で行います。

議長 これをもちまして、令和2年第3回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)

上記は、令和2年第3回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 阪本喜代治

署名委員 舟垣憲一

署名委員 辻元利治